

日本サッカー協会の会長選定に関する 活動書類

氏名 : _____

1. 活動書類の提出にあたっての注意点

- (1) 会長意向表明者・会長立候補者・会長候補者は、会長予定者の選出に関するガイドラインに規定する活動書類を提出して下さい。なお、12月1日から12月23日に開催される臨時評議員会終結の時までの期間は、会長予定者選出管理委員会がまだ設置されていませんので、選出管理委員会準備室に提出して下さい。
- (2) 意向表明活動・立候補活動・選挙活動において動画を使用する場合は、その動画をDVDにて提出して下さい
- (3) 活動書類の記載内容を変更する場合は、その都度、事前に提出して下さい

2. 活動書類に関する規程

会長予定者の選出に関するガイドライン（抜粋）

5.3 会長意向表明者、会長立候補者及び会長候補者は、定められた活動期間のみにおいて、以下の項目に限定された内容で活動書類を作成することができる。

- (1) 提案する政策
- (2) 提案するプログラム
- (3) 過去の記録
- (4) 過去の職歴
- (5) その他本人に関する情報

5.4 活動書類の写しは、選出管理委員会に速やかに提出されなければならない。

5.5 意向表明活動として許される活動及び宣伝ツールは以下のものに限られる。

- (1) 口頭による伝達
- (2) 手紙、はがき、FAX、電子メールの送付

5.6 立候補活動として許される活動及び宣伝ツールは以下のものに限られる。

- (1) 口頭による伝達
- (2) 手紙、はがき、FAX、電子メールの送付

5.7 選挙活動として許される活動及び宣伝ツールは以下のものに限られる。

- (1) 口頭による伝達
- (2) 手紙、はがき、FAX、電子メールの送付
- (3) ビラ、パンフレット、ポスターの配布及び掲示
- (4) 本協会ホームページ内に本協会が設置する特設サイトへの掲載

5.8 意向表明活動、立候補活動及び選挙活動において許される活動及び宣伝ツールによって提供される情報は、活動書類に記載された範囲に限られる。

3. 会長候補者の条件について

会長候補者の条件は、以下の通りです。

条件を満たす場合は、末尾に署名をして下さい。

- (1) 会長の改選期の直近5年間のうち2年以上、本協会、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、Jリーグ、各種の連盟、リーグ、クラブ等の役員、職員、選手、審判、指導者、その他サッカーと関わりが深いと認められる立場で、サッカー界において実質的に活動し、貢献していること
- (2) 会長として選任された場合、基本規程第9条第5項に基づき、その就任時に、満70歳未満であること（FIFA理事はこの限りではない）
- (3) 日本国籍を有すること
- (4) 政治的及び宗教的に中立な立場であること
- (5) 法人法及び認定法の規定を満たすこと
- (6) 次に掲げる者は、会長候補者となることができない。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ② 外国裁判所において前号に準ずる刑に処せられた者
 - ③ 刑罰法規に抵触する行為（過失犯及び交通法令違反を除く）を行なった者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号が規定する暴力団その他暴力的集団の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
 - ⑤ 破壊活動防止法第4条が規定する暴力主義的破壊活動を行なうおそれのある団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
 - ⑥ 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の対象となる団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者

なお、「会長意向表明者」及び「会長立候補者」についても、上記を満たした者が、それぞれ認められた活動をすることができます。

【参考】

《一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（法人法）の関連規定》

（役員の資格等）

第65条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 三 次の事由により、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
 - ① 法人法の規定に違反したこと
 - ② 会社法の規定に違反したこと
 - ③ 民事再生法第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪を犯し

たこと

- ④ 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第 65 条、第 66 条、第 68 条若しくは第 69 条の罪を犯したこと
- ⑤ 会社更生法第 266 条、第 267 条、第 269 条から第 271 条まで若しくは第 273 条の罪を犯したこと
- ⑥ 破産法第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯したこと

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

《 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）の関連規定 》

（欠格事由）

第 6 条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

- 一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 公益法人が第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの
 - ロ 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ① 認定法の規定に違反したこと
 - ② 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反したこと
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）に違反したこと
 - ④ 刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2 第 1 項、第 222 条若しくは第 247 条の罪を犯したこと
 - ⑤ 暴力行為等処罰に関する法律第 1 条、第 2 条若しくは第 3 条の罪を犯したこと
 - ⑥ 国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したこと
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

私は、上記の会長候補者の条件を満たしていることを誓います。

署名

(1) 提案する政策

氏名 _____

(2) 提案するプログラム

氏名 _____

(3) 過去の記録

氏名 _____

※全て西暦で記入して下さい

サッカー歴

年　月　日～年　月　日	

スポーツ団体役員歴

※団体名のほか所属部署及び役職まで記入して下さい

年　月　日～年　月　日	

学歴

※高等学校から最終学歴まで記入して下さい（中退を含む）

年　月　日	卒業

表彰

年　月　日	
年　月　日	
年　月　日	
年　月　日	
年　月　日	

宗教法人の役員歴

年　月　日～年　月　日	

衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び首長歴

年　月　日～年　月　日	

その他の記録

年　月　日	
年　月　日	
年　月　日	
年　月　日	
年　月　日	
年　月　日	
年　月　日	

(4) 過去の職歴

氏名 _____

※1 全て西暦で記入して下さい

※2 会社名等のほか所属部署及び役職等まで記入して下さい

年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	

(5) その他本人に関する情報

※全て西暦で記入して下さい

基本情報

氏名	(ふりがな：)		
生年月日	年	月	日 ※2016年3月27日における満年齢 歳
国籍			
本籍地	都・道・府・県		
現住所	〒 TEL.	FAX.	
勤務先	〒 TEL.	FAX.	
携帯電話番号			
E-mail アドレス			

*本人確認のため、パスポートのコピーも提出して下さい

会長の改選期の直近5年間のうち2年以上、本協会、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、Jリーグ、各種の連盟、リーグ、クラブ等の役員、職員、選手、審判、指導者、その他サッカーと関わりが深いと認められる立場で、サッカー界において実質的に活動し、貢献していることについての記述

以上